

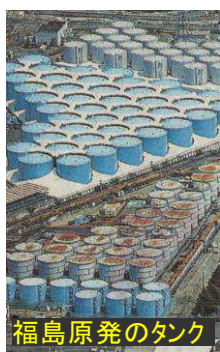
福島第一原発事故から10年！ 汚染の拡大・被曝の強要を許すな すべての原発を停止させることが我々の責務だ！

福島からは今なお全国に3.7万人(復興庁7月調べ)の人々が県内外に避難している。そして双葉町、富岡町、大熊町、浪江町、葛尾村、飯館村などに帰還困難区域が残され、福島第一原発周辺には、最終処分地が未定のまま「中間貯蔵施設」が建設されている。福島県内では放射線の危険性が高いままで半強制的な帰還事業が進められ、子どもたちが生活を強いられている。そして政府と東電は溜まり続ける「トリチウム汚染水」を海洋放出しようとしている。

汚染水海洋放出、被曝を強制する避難解除

『福島民報』の記事によると震災関連の自殺が今なお後を絶たず、福島県が118人、岩手県が54人、宮城県58人となっている。事故後10年を経過し、被災者支援が切り捨てられ、半強制的な避難解除と帰還事業によってより深刻な問題となる。政府の「正常化」事業のために、汚染水の海洋投棄が計画され、除染されていない森林が伐採され、「バイオ発電」の燃料として燃やされ大気を汚染しようとしている。

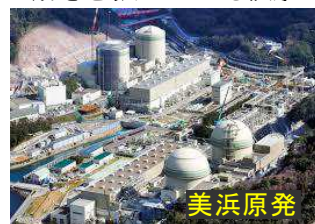
菅政権は汚染水を30年かけて海洋投棄する計画をたて、今予算では海洋投棄による健康対策でなく、「風評被害対策費」を増額して、漁民と市民の反対を押し切ろうとしている。



福島原発のタンク

老朽炉＝高浜・美浜の再稼働を止めろ

関電の高浜1・2号機、美浜3号機は40年を超える老朽原発である。しかし関電は小型の美浜1・2号機は廃炉としたが、これらの原発の再稼働の動きを強めている。原子力規制委は既に「40年超運転」を認可し地元の同意待ちである。高浜町議会は11月に、そして美浜町議会は12月18日に同意をきめた。しかし、「大飯判決」が示す「地震動の過小評価」は高浜などの老朽原発ではより深刻である。再稼働は中止し、地震動に対する安全性について再審査すべきである。福井県知事は再稼働を承認してはならない。



美浜原発

関電の福井の原発の稼働は許されない

関電は福井県に、12月までに「使用済核燃料を県外保管するメド」を約束してきた。12月25日に関電の松村副社長は県庁で櫻本副知事に、県との約束期限だった年内に提示できないことを謝罪した。副知事は「約束が守られず誠に遺憾。明確な報告がない今の状況では、原発40年超運転をはじめ、原子力のさまざまな課題の議論を進めることはできない」と厳しく批判した。

関電の原発については、高浜原発3、4号機の定検で1次系のSG細管で損傷が定検ごとに4回発見されており、原因究明と対策なしには運転再開は困難である。また定検中の大飯3号機では、9月に1次系配管に大きな傷が発見された。関電の調査では、配管の傷は溶接時に熱が高すぎたことによるとして、他の部位を含め約40箇所

の検査が必要とのこと。再稼働は大幅な延期の可能性。

「大飯原発稼働停止判決」から全原発の停止へ

12月4日の大飯原発に関する大阪地裁の判決に対して、被告・国は17日に判決を不服として大阪高裁に控訴した。これに対して原告と支援者で構成される「おおい原発止めよう裁判の会」は抗議声明を発表した。その中で「ばらつき」の考慮は基準地震動の妥当性を厳格に確認するためであり、規制委がそれを「承知していない」というのは、自らの無知をさらしているものだとして批判し抗議した。

この判決を他の裁判や各地の運動に生かすことも進められている。11月23日に大阪関電本社前を出発し12月6日に美浜町役場前までの10日間、延べ1150人以上のリレーデモが行なわれたが、判決に地元原告として参加された中嶋さん、石地さんが到着集会で発言された。

関電と関連会社役員らの金品受領と不正発注等による損害賠償請求裁判

2018年9月に関電役員による高浜町元助役からの金品受領が発覚された。当初は約3.2億円を無理やり押し付けられたと説明したが、調査が進むと、75人で3.6億円に拡大。関電側からの接待や便宜供与も日常的であったことが判明した。

不正還流を告発する会を結成

2019年10月24日に「告発する会」が結成され、12月13日に大阪地検に告発状を提出した。2020年10月5日に告発状は受理された。告発する会は引続き早期の起訴をアピール中。

関電が旧経営陣に賠償を提訴

関電の第三者委員会で金品等の受領、便宜供与、役員報酬の補填が判明し、その結果、関電は旧経営者5人に約19億円損害賠償を提訴した。関電は工事発注による損害額は算定せず請求していない。

告発する会の株主有志5人(後に49人)として現旧役員22人に92



億円の損害賠償を求める株主代表訴訟を6月23日に提訴した。

関電の腐敗した体質を示す金品受領は2020年7月に子会社元社長らの金品受領が発覚し、10月にも子会社の元役員が300万以上の金品受領が判明した。

株主代表訴訟第1回口頭弁論

昨年6月23日に提訴した新旧役員22人に対する92億円の損害賠償を求める株主代表訴訟の第1回口頭弁論が決定した。49人の原告を支え多数の傍聴者で徹底的に追求しよう。

自衛隊出動差止等請求控訴事件＝「戦争法」違憲訴訟裁判 結審(2020/12/22)

判決は4月16日！戦争法の違憲判決を勝ち取る

大阪での「戦争法」違憲訴訟裁判の大阪高裁での第3回口頭弁論が12月22日に行われた。いよいよ今日が結審ということもあって、多くの傍聴者が詰めかけた。原告側からの高作さんの意見陳述は却下されたが意見書として提出された。原告側の最終陳述として冠木弁護士が、「半田滋陳述書」と「高作意見書」に依拠して弁論を行った。たとえ損害要件を充足しないとして請求却下する場合でも、違法性(憲法違反)の判断を行うべきことを強く主張した。

全国の先頭を切って結審へ

全国の戦争法違憲訴訟は全国22の裁判所で闘われているが、控訴審は東京、大阪、札幌、高知、沖縄、群馬で控訴審が進められている。今回の大阪での結審が控訴審ではおそらく一番早くなる。

高作さんの意見書の中で展開されている『受忍限度論』を理由とする損害否定の問題性の論点は極めて重要である。この論点は全国で注目されている。

法廷には原告席、傍聴席が満席となり開始した。冠木弁護士が「控訴理由書」をもとに最終陳述を行い、憲法判断を行うべきことを強く主張した。陳述後に裁判長が「結審」を宣言し、2021年4月16日午後2時の判決を指定した。

中央公会堂大ホールで報告会

中央公会堂大ホールには70人を超える原告と支援者が参加して報告集会が開かれた。集会は原告代表の服部良一さんの挨拶から始まった。まず、12月4日の「大飯原発運転差止裁判」で冠木弁護士が勝訴されたことが紹介された。引続いて菅政権の、学会会議問題、軍事予算の拡大など闘いの必要性を強調された。

続いて冠木弁護士から「準備書面」の内容説明と、裁判において部分的であれ憲法判断がされることについて期待が述べられた。谷弁護士から裁判長は「損害論は重要だと思います」と発言している。ぜひ良い判決を書いてほしいと述べられた。

事務局から、判決までに半田さんの講演会なども計画していきたいと発言があった。

準備書面「控訴理由書」から

具体的危険性と法的保護に値する損害

原判決は、原告の精神的苦痛をみとめながら、「具体的な侵害が生じていることは認められない」として棄却した。本件での戦争被害の特殊性を前提とすれば、正確な判断とは言い難い。

国家賠償法に基づく請求

原判決は「受忍限度論」「社会通念論」を軽々しく適用して控訴人らの請求を棄却したが、極めて不十分な判断であることが明白である。国家賠償法に基づいて、国家の行為の違法性をただすため本提訴がなされているが、同法の法治主義担保機能に基づき、本件安政法制の憲法適合性を、この国家賠償法自体の性格に基づいて審査すべきである。



服部良一代表



冠木弁護士



判決：2021年4月16日
午後2時から202大法廷
行進入場、傍聴券…

高作正博さんの「安政法制違憲訴訟における『人格権等』」の紹介

「意見書」は約8000字に及ぶ裁判関連資料であり簡潔には要約できない。ここではその一部を紹介する。

(1)「抽象的な危険」を理由とする損害否定の問題性

原判決は、武力攻撃やテロリズムの対象となる「具体的な危険」、生命、身体、健康等の権利利益が侵害される「具体的な危険」が発生し法的保護に値する損害としては認められない、とする趣旨として理解できる。確かに、損害賠償請求訴訟において賠償請求が認容されるためには、権利利益に対する侵害発生「具体的な危険」が存在しなければならないとするのは一般論としては首肯することができる。

他方、戦争被害については別の考慮が必要である。第1にその損害発生のプロセスの特殊性である。…とりわけ、法改正以前には国家機関によって認められていなかった活動が、法改正によって可能となり、従来は憲法違反とされていた権限までが行使可能とされた現在、一般市民が被る精神的苦痛を「具体的な危険」の不存在を理由に法的保護に値しないとして一律に判断することは適

切でない。

(2)「受任限度論」を理由とする損害否定の問題性

原判決は、生命、身体等に対する危険が生ずることへの不安、憂慮及び精神的苦痛は「抽象的な不安感」ととどまるものであり、社会通念上受忍すべき限度を超えるものとはいえず、法的保護に値する損害としては認められないと判示する。

「社会通念上受忍すべき限度」を超えているかどうかを判断するには、「被侵害利益の性質と内容」だけでなく、「侵害行為の様態と侵害の程度」など、国家機関の行為の事情をも考慮に入れて審査判断すべき、…

不安、憂慮及び精神的苦痛が「社会通念上受忍すべき限度」を超え、法的保護に値する損害と判断するには、「侵害行為の様態と侵害の程度」等、国家機関の行為の事情をも考慮に入れざるを得ず、いわゆる安政法制を制定した立法行為の違憲性・違法性を問う必然性が生じるものと解される。原判決は、結論を導くために必要な審査を行っておらず、妥当性を欠くものと解される。

「住民投票」の民意に逆らう「行政一元化条例」を許すな！ 2月の市議会・府議会に向け闘いを再構築しよう！

2度にわたって「大阪都構想」が否決されたのに、大阪維新は組織を維持するために、「都構想以外の手段で府市が一つになる方法」として今年2月の府・市議会に「広域一元化」と「総合区」を提案しようとしている。松井市長と吉村知事は、「大阪市廃止は否決はされたが、府市の一元化は支持されている」という勝手な論理で進めようとしている。

大阪市民・交流会は年末に総会を開き、2021年2月の議会に向けて、「行政一元化」に反対する活動を強化していくことを決定した。市民向けのチラシ「えっ！広域行政一元化は都構想と同じ！？」が作成され、昨年末の19日には市民向けの広報活動が南森町で再開された。3台のマイクと30人を越える市民が配布を行った。チラシは9万枚が印刷されポスティング活動も開始されている。

「広域行政一元化」とは何か？

大阪市など全国20の政令市は、地方自治法によって、府県の多くの機能が移譲され、住民により近い自治体としてその機能がはたされている。

今回の維新の「広域行政一元化」は、地方自治法とその精神に反するものである。大阪維新は大阪市の行う

重要な政策活動を、府との「二重行政」だとして剥奪しようとしてきた。そして今回は「産業振興」「町づくり」「都市基盤整理」を中心とする市の権限と財政を剥奪する「一元化の条例案」を

府と市の2月議会に提出しようとしている。

大阪市は日本で有数の商業・産業都市であり、自らの力で発展してきたし、その能力を持っている。

大阪維新の「一元化」案に見え隠れするのは、府と比べて財政力のある市の「財産」を大阪府に吸い上げたいということである。否決された「都構想」では市を解体して約「2千億円」の財源を使って、大阪維新が進めようとしている統合型IR構想や夢島開発、港湾の再開発などの「大阪の成長戦略」に利用しようとしていたのである。

松井市長は、住民投票で示された民意に従って、「府に一元化」するのではなく、大阪市民の声に応えた町づくりを目指すべきである。それが出来ないのであれば市長を直ちに辞職すべきだ。

「脱原発ニュース」は今年も「脱維新」で頑張ります

私たち「脱原発ニュース」は2011年の「原発市民投票請求署名」に対して大阪維新の橋下市長が「自分も反原発だ」と騙して市民投票条例を否決させ、その後大阪原発の再稼働に賛成して以来の「反維新」である。私たちは大阪維新の独善的で非民主的政治を許さない。



吉村知事の「やってる感」だけで実のないコロナ対策に騙されるな！

自分たちの失政を棚に上げて「やってる感」

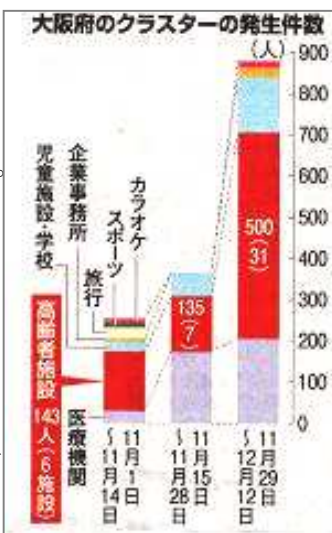
東京での感染者爆発の陰になっているが、大阪でも多数の感染者が発生し、とりわけ12月の死者は259人となり極めて深刻な状態である。重症者も164人で、病床使用率も79.6%となっている(31日)。東京は89人である。

これは病院や高齢者施設で大規模なクラスターが発生していることによる。それはPCR検査の不足と高齢感染者への医療の立ち遅れ等によっている。

その結果、医療介護関係者の負荷が増大し、医療機関の経営も労働条件も悪化し、医師や看護師の退職も増えている。まさに医療体制の崩壊の危機である。この危機の中で吉村知事はテレビ番組に連日のように出演して、「看護師の一時金にあてる特別給付金を支給したい」とか、「コロナ患者を受け入れる病院に新たな支援金制度を作る」などと述べて、「吉村知事！ やってる感」宣伝に躍起である。

大阪維新がやってきた医療破壊の反省はない

しかし、吉村知事や松井市長のこれらの発言では、大阪維新が医療・介護体制、保健所を削減し弱体化させてきたこと、今もその政策を進めていることを反省したり、改めようとする態度は一切ない。



看護師や医療関係者に、上から目線で、「金をくれてやればいい」という姿勢、医療危機を全体として克服するのでなく、「人気取り」に利用する魂胆が見え見えである。

十三市民病院で病院側に相談なく、一方的にコロナ病院へ特化させたことに看護師や医療関係者から不満が出たときに、松井市長が「特別手当」を提案したことに対し、これは医療全体の問題であり一病院に手当を支給すればいいという問題でないと病院側に拒否された。まさに提案は、医療者の責任感と献身性への冒瀆である。

大阪府医師会は12月13日に、府内の5大学病院、公立病院、各種病院団体と「地域医療確保・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を開いた。会議では府民に対して、医療崩壊の危険性を指摘し、悲壮ともいえる「もう患者さんにならないでください」との呼びかけを行なった。

GOTO トラベルなどの中止と、PCR 検査の徹底による感染者の隔離によるクラスター発生の阻止が不可欠である。

病院の閉鎖、保健所縮小政策を撤回すべきだ

新型コロナ感染拡大の前に、国家が大阪府に認定していた必要「感染症ベッド数」はたった78人分であったという。多くの感染症病院が統廃合され、保健所も統廃合されてきた。大阪では大阪維新がその先陣をきり、「府市2重行政」解消の名目で病院が削減された。また各種補助金の削除のなかで、病院への補助、看護学校や老人介護施設への公的な補助金が大幅に削減されてきた。

政府もその先陣となった大阪維新も、その政策の誤りを認めて医療体制・介護体制の抜本的拡充に努力すべきである。それなしには市民を新型コロナから守れない。

河井案里被告に懲役1年6月求刑(中国 12/15)

昨年の参院選広島選挙区の大規模買収事件で、広島県議ら5人に10万～50万円の現金を渡して公選法違反罪に問われた河井案里被告の求刑公判が15日、東京地裁であり、検察側は懲役1年6月を求刑した。23日の弁護側意見陳述で結審し、年明けに判決の見通し。罰金刑以上が確定すれば、案里被告は失職する。

沖縄県内で米軍事故増発に抗議決議(朝日 12/22)

沖縄県では10月以降、米軍人による、強盗や酒気帯び運転傷害事件が20件発生している。沖縄県議会は「短期間での異常な多発」として綱紀粛正と実効性のある再発防止策、日本側捜査を制約する日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書を全会一致で可決した。

鹿児島県の馬毛島の地盤調査開始(朝日 12/22)

種子島の馬毛島で計画されている自衛隊基地の整備に向けて、地盤調査が開始された。同島では米空母艦載機の陸上離着陸訓練(FCLP)の移転と島全体を自衛隊基地に整備することが計画されている。馬毛島周辺での漁業者が調査の差し止めと県知事の許可取消しを求める訴えを起し、西之表市長は米軍FCLPに反対し、基地整備に反対し、防衛省に意見書を提出している。

黒川元検事長、賭博罪で「起訴相当」(朝日 12/24)

緊急事態宣言中に賭けマージャンをしていて、賭博容疑で告発され、不起訴となった黒川東京高検検事長について、東京第6検察審査会は、「違法行為を抑止すべき立場で、社会に与えた影響は大きい」として、起訴すべきだとする起訴相当を議決した。安倍元首相は自らに近い黒川氏の定年の予定を直前に国家公務員法を解釈変更して定年を延長して検事総長に着任させようとしていた。全国から不正人事反対の声が高まり辞職した。

吉川元農水相を収賄で立件へ(朝日 12/24)

農水相在任中に鶏卵業者から計500万円を受け取った疑いがあるとして、吉川元農水相が昨年末に東京地検特捜部で任意の事情聴取を受けた。特捜部は業者側や農水省の捜査も進めて、吉川氏を収賄容疑で立件する方向である。農水省の所轄である鶏卵生産に関連して業界への便宜と引き換えに賄賂を受け取っていた。

安倍首相、公設秘書に罪を擦って無罪?

東京地検特捜部は24日、「安倍晋三後援会」代表の前川公設第1秘書を政治資金規正法違反(不記載)で100万円の罰金とし、前川氏は即日納付した。そして安倍元首相については、たった1回の任意聴取で「共謀を認める証拠はない」として不起訴(嫌疑不十分)とした。

公選法違反については、「参加者に会費を上回る利益を受けた認識がない」として不起訴とした。

国会では25日に、衆参議院運営委員会で質疑が行なわれたが、今まで以上に不誠実な応答に終始した。

脱炭素「原発を活用」経団連中西会長(読売 1/1)

経団連の中西会長(日立製作所)は、政府の「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」目標について、「原発再稼働や再生可能エネルギーの拡大」を強調した。

トランプ恩赦は「正義を冒とく」(毎日 1/1)

イラクの民間人を殺害し終身刑等の判決を受けていた米民間軍事会社の社員4人に、トランプ大統領が恩赦を行った。国連人権高等弁務官事務所は「正義を冒とく」と非難する専門家グループの声明を発表した。



案内 1月24日 13:30 関電よ老朽原発うごかすな大集会

主催:老朽原発うごかすな! 実行委員会
場所:関電本店前で集会
集会後→西梅田公園まで移動
そして梅田までデモ行進

案内 スガも維新もいらない! 命と人権を守る教育を!

主催:日の丸・君が代強制反対大阪ネット
日時:2月11日(火)13時30分~16時30分
会場:天王寺区民センター(谷町線「夕陽丘」)
講演:「拍車かかる国権主義の果てに〜」瀬藤厚

案内 日本学術会議「任命拒否」を問う 2月13日 エルおおさか南館5F

主催:止めよう改憲!
おおさかネットワーク
講師:松宮孝明(任命されなかった)
立命館大学法務研究科教授
日本刑法学会理事、九条の会



コロナ対策に隠れた 独占くれてやりと軍拡予算

12月21日に「2021年度予算案」が閣議決定された。コロナ対策の予備費5兆円が組み込まれ、過去最大の106兆円予算となった。税収の落ち込みも見込まれ、当初予算の4割が借金という異様なものとなった。また本来当初予算に組み込むべき、「脱炭素化基金」や公共事業が補正予算に組み込まれた。それを考慮すると予算規模は昨年の15%増となっている。

コロナ対策予備費に5兆円、GOTOトラベルに1兆円

コロナ感染防止対策に5・9兆円、コロナ後の経済構造の転換に18・4兆円、国土強靱化に5・6兆円が投入される。感染対策より経済再生を重視した予算である。

感染防止対策では医療機関向けの支援やPCR検査の強化などを除く大部分が用途未定の予備費5兆円である。

コロナ後の経済構造の転換事業には「GOTOトラベル」を6月まで延長するとして4兆円、大学の研究開発のための基金に4兆円、菅首相が提起した脱炭素化の研究開発のための基金が2兆円で創設される。政府内でも「コロナ対策と関連なく、本当に必要なのか」という項目が幅をきかせ、医療・介護体制の強化、新型コロナウイルス禍による失業者対策、経営破たん危機にある小企業の支援策に関連する予算は極めて不十分である。

軍事費は過去最大の5・5兆円

異様な赤字予算のなかで、軍事費は着実に増加している。2012年の安倍内閣発足以来、9年連続で増加して過去最大となった。宇宙・サイバーなどの新分野に予算を拡大投入された。「敵基地攻撃能力」は公言せずに、実質的に「スタンド・オフ・ミサイル」(敵の射程外からの長距離ミサイル)の開発、陸上型イーギス・アショアの代替としてのイーギス艦2隻の新造準備、次期戦闘機の開発予算が計上された。また宇宙関連では最新鋭ミサイル探知用の「小型人工衛星網」の研究費も計上された。